

千葉市公告第24号

千葉都市計画事業千葉駅西口地区第二種市街地再開発事業の管理処分計画について都市再開発法（昭和44年法律第38号）第118条の6第4項において規定する軽微な変更をしたので、法第118条の10において準用する法第86条第1項の規定により、次のとおり公告します。

令和2年1月16日

千葉市長 熊谷俊人

- 1 第二種市街地再開発事業の名称
千葉都市計画事業千葉駅西口地区第二種市街地再開発事業
- 2 施行者の名称
千葉市
- 3 事務所の所在地
千葉市中央区千葉港2番1号(都市局都市部都心整備課)
- 4 管理処分計画に係る施行地区又は工区に含まれる地域の名称
B工区：千葉市中央区新千葉2丁目の一部
- 5 都市再開発法施行令(昭和44年政令第232号)第46条の2第5号に掲げる軽微な変更をした年月日
令和2年1月16日